

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の七十」を「百分の八十」に改める。
別表第一を次のように改める。
別表第一(第四条関係)

技術導入資金の種類	標準事業費	償還期間
一 葉たばこ高うね保温栽培技術導入資金 葉たばこの湿害を防止し、及びその初期生育を促進するためポリエチレン・フィルム等を用いた高うね栽培を行うのに必要な機械の購入に要する資金	一セット(耕地五〇アール分)につき 六一八、〇〇〇円	三年以内
二 果実等防鳥防蛾技術導入資金 果実(花芽を含む。)の鳥害又は虫害を防止するために必要な網又は防蛾燈の設置に要する資金	鳥害を防止するために網を設置する場合にあつては、樹園地一〇アールにつき 三三七、〇〇〇円 虫害を防止するために防蛾燈を設置する場合にあつては、樹園地一〇アールにつき 四〇五、〇〇〇円	三年以内
三 繭質改善技術導入資金 蚕の上ぞく環境の改善を目的とする装置で送風により温湿度の調節を行うものを設置し、当該装置により温湿度の調節を行うため	一セット(蚕種一〇箱分)につき 一、〇三四、〇〇〇円	五年以内

<p>に上ぞく室を設置し、若しくは改良し、又は当該上ぞく室において使用する蚕のふん尿受け器若しくはぞく器を購入するのに必要な資金</p>		
<p>四 米麦生産技術改善資金 知事が定める基準に基づき、稲の中心苗移植栽培技術を導入する場合において必要な田植機若しくはこれに併せて使用する育苗器、稲の機械刈取りから生脱穀及び生乾燥までの一連の技術を導入する場合において必要な動力刈取機若しくは穀類乾燥機又は麦の省力多収栽培技術を導入する場合において必要な施肥は種機、動力刈取機若しくは穀類乾燥機の購入に要する資金</p>	<p>田植機一台につき 二六〇、〇〇〇円 育苗器一セット(田植機一台分)につき 四〇〇、〇〇〇円 動力刈取機一台につき 一、四二五、〇〇〇円 穀類乾燥機(循環式)一台につき 七七五、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 一四〇、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
<p>五 集团的技術共同導入・集团的生産組織農作業受託資金 農林大臣が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定さ</p>	<p>稲又は麦を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 六二、〇〇〇円 野菜又は花きを露地において栽培</p>	

れたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために施設を設置し、若しくは機械を購入し、又はその構成員の委託を受けて当該技術により農作業を行うのに必要な資金

するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四七、〇〇〇円
田において稲を通常栽培する期間以外の期間に飼料作物の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。以下同じ。)を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 七三、〇〇〇円
畑において輪作により飼料作物の栽培を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 七〇、〇〇〇円
畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。以下同じ。)を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四二、〇〇〇円
桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 二七、〇〇〇円

果樹を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 五一、〇〇〇円

いも類又は豆類を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四六、〇〇〇円

茶を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 二九、〇〇〇円

委託を受けて稲の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 二七、〇〇〇円

委託を受けて麦の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四六、〇〇〇円

委託を受けて野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四九、〇〇〇円

委託を受けて、田において稲を通常栽培する期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行

五年以内

う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四三、〇〇〇円

委託を受けて、畑において輪作により行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四三、〇〇〇円

委託を受けて、畑において行う多年生牧草の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 三九、〇〇〇円

委託を受けて桑の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 五五、〇〇〇円

委託を受けて果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 九一、〇〇〇円

委託を受けていも類又は豆類の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四四、〇〇〇円

委託を受けて茶の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四五、〇〇〇円

<p>六 中核農家等農作業受託資金 農林大臣が定める基準に基づき、農業者がその農業の生産行程の規模を拡大するため当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術でその使用する農業の施設又は機械の合理的な組合せによるものを導入する場合において当該技術により農作業を行うのに必要な資金</p>	<p>稲の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 五五、〇〇〇円 麦の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六三、〇〇〇円 野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 八三、〇〇〇円 田において稲を通常栽培する期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六〇、〇〇〇円 畑において輪作により行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 七一、〇〇〇円 畑において行う多年生牧草の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 五六、〇〇〇円 桑の栽培に係る農作業を行う場合</p>	<p>五年以内</p>
<p>七 生乳品質改善資金 冷却し、及び貯乳することにより生乳の品質を維持するための施設の設置に要する資金</p>	<p>施設一セットにつき 生乳三六〇リットル以上六〇〇リットル未満分にあつては 二、七〇四、〇〇〇円 生乳六〇〇リットル以上一、〇〇〇リットル未満分にあつては 三、二七八、〇〇〇円 生乳一、〇〇〇リットル以上一、五〇〇リットル未満分にあつては 三、九七六、〇〇〇円 生乳一、五〇〇リットル以上二、五〇〇リットル未満分にあつては 六、七七六、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
<p>にあつては、耕地一〇アールにつき 二七、〇〇〇円 果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六三、〇〇〇円 いも類又は豆類の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六一、〇〇〇円 茶の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 一七、〇〇〇円</p>	<p>にあつては、耕地一〇アールにつき 二七、〇〇〇円 果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六三、〇〇〇円 いも類又は豆類の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 六一、〇〇〇円 茶の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 一七、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>

<p>八 育蚕総合技術導入資金 壮蚕の屋外条桑育を行う場合において、温風により湿度の調節を行うための送風式暖房機を購入し、当該送風式暖房機により温度の調節を行う飼育室で保温のための構造を有するものを設置し、給桑作業を省力化するための給桑施設を設置し、蚕の消毒作業を省力化するための薬剤散布器を購入し、又は桑の収穫作業を省力化するための自走式桑刈機を購入するのに必要な資金</p>	<p>大型の送風式暖房機を購入する場合にあつては、一台につき 九一、〇〇〇円 小型の送風式暖房機を購入する場合にあつては、一台につき 八、〇〇〇円 保温のための構造を有する大型の施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種一五箱分又は一〇箱分)につき 七八〇、〇〇〇円 保温のための構造を有する中型の施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種五箱分)につき 二九一、〇〇〇円 保温のための構造を有する小型の施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種三箱分)につき 一四四、〇〇〇円 蚕座自動式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種一五箱分)につき 一、八〇〇、〇〇〇円 大型の配桑台車移動式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種一〇箱分)につき</p>
---	--

五年以内

<p>九 施設園芸総合技術導入資金 野菜、花き又は果樹の不時栽培(特別の保護を加えて、常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。以下同じ。)を行うため、農林大臣の定める施設を設置し、又は送風式暖房機を購入するのに必要な資金</p>	<p>三六〇、〇〇〇円 中型の配桑台車移動式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種五箱分)につき 一八〇、〇〇〇円 小型の配桑台車移動式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット(蚕種三箱分)につき 九九、〇〇〇円 薬剤散布器を購入する場合にあつては、一台につき 二〇、〇〇〇円 自走式桑刈機を購入する場合にあつては、一台につき 六八九、〇〇〇円</p>
--	--

五年以内

<p>十 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>	<p>二、四八〇、〇〇〇円 動力運搬機一セットにつき 三一五、〇〇〇円 軌道一〇〇メートルにつき 三五六、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
<p>十一 水田総合利用作付条件整備資金 水田における稲の作付けを稲以外の作物の作付けに転換するために必要な排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に要する資金</p>	<p>貸付けの都度決定する額</p>	<p>五年以内</p>
<p>十二 農業者技術開発資金 農林大臣が定める基準に基づき、農業者がその農業の生産行程を総合的に改善するためその創意により合理的に組み合わせた一連の能率的な技術を導入する場合において当該技術の導入に必要な施設の設置若しくは改良、機械の購入若しくは改良又は資材の購入に要する資金</p>	<p>貸付けの都度決定する額</p>	<p>七年以内 (据置期間一年を含む。)</p>

<p>十三 家畜排せつ物処理技術改善資金 家畜(牛、豚又は鶏に限る。以下同じ。)の排せつ物を乾燥し、焼却し、その他適正に処理、するために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>無臭火力乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき 二、六二〇、〇〇〇円 発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき 三、〇三二、〇〇〇円 プラスチックハウスによる簡易乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき 二、一八〇、〇〇〇円 自燃式焼却施設を設置する場合にあつては、一セット(牛については成牛八〇頭分、豚については成豚四〇〇頭分)につき 九九〇、〇〇〇円 簡易発酵施設を設置する場合にあ</p>	<p>七年以内 (据置期間一年を含む。)</p>
--	---	------------------------------

<p>十五 園芸作物ネット栽培技術導入資金 ビニールネットに基、つる等を誘引する方法で野菜の栽培を行うために必要な資材の</p>	<p>十四 家畜排せつ物土壌還元技術導入資金 農用地若しくは林地の土壌を改良するため家畜の排せつ物を乾燥し、その他適正に処理した物をこれらの土地に埋め、若しくは注入するのに必要な機械又は当該土壌を改良するのに必要な資材で当該処理した物に併せて使用するものの購入に要する資金</p>	
<p>耕地一〇アールにつき 二二五、〇〇〇円</p>	<p>一セット(耕地三〇ヘクタール分)につき 六、一六七、〇〇〇円</p>	<p>つては、一セット(牛については成牛二五頭分、豚については成豚一二五頭分、鶏については成鶏五、〇〇〇羽分)につき 九六四、〇〇〇円 土壌脱臭施設を設置する場合にあつては、一セット(成鶏五、〇〇〇羽分)につき 四五四、〇〇〇円</p>
<p>三年以内</p>	<p>七年以内 (据置期間一年を含む。)</p>	

<p>〇〇円 〇〇円 〇〇円</p> <p>三年以内 三年以内 二年以内</p>	<p>別表第二の第一号の項中</p>	<p>購入に要する資金</p>
<p>を</p> <p>(一) し尿浄化装置又は改良便そう (二) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)</p>	<p>(一) し尿浄化装置又は改良便そう (二) ごみ焼却設備 (三) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)</p>	<p>十六 野菜トンネル栽培技術導入資金 すいか又はメロンの早出しのためのトンネル栽培用資材の購入に要する資金</p> <p>十七 スプリングラーの多目的利用技術導入資金 多目的スプリングラーを用いて日本なしの栽培を省力化するために必要な施設の設定に要する資金</p>
<p>三〇〇、〇〇 一〇〇、〇〇</p>	<p>一五〇、〇 八〇、〇 六五、〇</p>	<p>耕地一〇アールにつき すいかの大型トンネルにあつては 三二〇、〇〇〇円 すいかの中型トンネルにあつては 一四八、〇〇〇円 メロンの中型トンネルにあつては 一八四、〇〇〇円</p> <p>樹園地一〇アールにつき 五三〇、〇〇〇円</p> <p>三年以内 五年以内</p>

〇円
〇円
三年以内
二年以内

に改め、同表の第三号の項中「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇〇、〇〇〇円」に、「一、三〇〇、〇〇〇円」を「一、五〇〇、〇〇〇円」に、「五年以内」を「七年以内（据置期間一年を含む。）」に改め、同号の項を同表の第四号の項とし、同表の第二号の項中「行なう」を「行う」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同号の項を同表の第三号の項とし、同表の第一号の項の次に次のように加える。

二 高齢者活動資金 農家の高齢者の活動の場の確保を通じて、家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う農産物の生産若しくは加工その他の生産活動に必要な設備の設置又は当該設備を使用して行う当該生産活動に要する資金

五〇〇、〇〇〇円
三年以内

別表第三の第三号の項中「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇〇、〇〇〇円」（農林大臣が定める基準に適合するものにあつては、四、〇〇〇、〇〇〇円）に、「五年以内（据置期間一年を含む。）」を「七年以内（据置期間一年を含む。）」に改める。

第一号様式の(Ⅲ)中

		種田
		種田

を

		種田	種田

に「9

と記入し」や「99と記入し」に「切捨てる」や「切り捨てる」に

5年	田	債還額	千円

5年	田	債還額	千円	6年	田	債還額	千円	7年	田	債還額	千円

種田

を

種田

に改める。

第二号様式(一)の1の表中

購入費総額の70%

を

購入費総額の80%

に改める。

第二号様式(一)の5の表の次に次のように加える。

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金を記入すること。

第二号様式(一)の7中「(設計図、構想図、写真等参考となる資料)」や「設計図、構想図、写真等参考となる資料を添付すること。」に

改める。

第二号様式(一の三)の8の表を次のように改める。

部門	作 業 名	計	受 託 料							
			整理 修理工費	燃料費	労 務	資材費	減価 償却			
	使用収益権の取得									
	休耕田の深耕、整地									
	営農計画等作成									
	農 作 業 等 管 理									
	農作業受託等促進									

第二号様式(一)の1の表中

経営の概要	
農業所得(A)	千円
農外所得(B)	千円
計 (C)	千円
(A)/(C)×100	%

経営の概要	農業所得(A)	千円
	農外所得(B)	千円
	計 (C)	千円
	(A)/(C)×100	%

この表を、同様式の1の(注)の2中「生産額等」や「生産額等並びに」に改め、同様式の2の表及び(

注)の1中「種田」を「種田又は組田」に改める。

第二号様式(五)を第二号様式(六)とし、第二号様式(四)を第二号

様式(五)とし、第二号様式(三)の1の表中

代表者の経営概況	
農業所得(A)	千円
農外所得(B)	千円
計 (C)	千円
(A)/(C)×100	%

代表者の経営概況	農業所得(A)	千円
	農外所得(B)	千円
	計 (C)	千円
	(A)/(C)×100	%

同様式の1の(注)の2中「生産額等」や「生産額等並びに」に改め、同様式を第二号様式(四)とし、第二号様式(二)の次に次の1様式を加える。

第2号様式(3) (第8条関係)

事業計画書

(農家生活改善資金)
(高齢者活動資金)

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参 加 人 員		
		総 計	男	女
		人	人	人
申請主体(グループ)の概況				

(注) グループ構成員の年齢構成については、申請主体欄に記入すること。

貸付対象機械等の適否		
貸付金の限度額	借入限度超過額 (借入額一②)	②の処理経過
円	円	円

第六号様式の二の4の(注)の1中「70パーセント」を「80パーセント」に改め、同様式の二の4の(注)中2と3と「1」を2とし、その前に1として次のように加える。

1 「貸付対象機械等の適否」欄には、事業実績の中に貸付対象とならな
いものが含まれていないかどうかを記入すること。
第六号様式の四の(4)の表中「④」を「⑤」と改める。

第七号様式及び第八号様式中

第5回	年	月	日	千円
-----	---	---	---	----

を
「
第5回 年 月 日 千円
第6回 年 月 日 千円
第7回 年 月 日 千円
」
に改める。

第九号様式中

「
年 月 日 職 氏 名 ④
」
に改める。

を
「
市町村長 殿
年 月 日 職 氏 名 ④
」
に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、改正後の鳥取県農業改良資金貸付規則第四条第一項、別表第一、別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表を次のように改める。

資金の種類	貸付けの対象となる資材等	貸付けの相手方	貸付申請時期	貸付決定時期
一 葉たばこ高 うね保温栽培 技術導入資金	本機（テレー） 附属作業機 移植機	農業者等十一月	十二月	
二 果実等防鳥 防蟻技術導入 資金	防鳥施設（支柱、取付鉄線、 ネット、取付器具等） 防蟻施設（電線、電球、計	農業者等四月又は十月	五月又は 十一月	

<p>盤器、外燈器具等、工事費)</p>	<p>三 爾質改善技 術導入資金 送風(氣流調整)装置 除湿機 ふん尿受け器 ぞく器 上ぞく室整備等</p>	<p>四 米麦生産技 術改善資金 動力田植機 育苗器(育苗箱、緑化ハウ ス、硬化ハウス等) 動力刈取機 穀類乾燥機(循環式) 施肥は種機</p>	<p>五 集团的技術 共同導入・集 团的生産組織 農作業受託資 金 集团的技術共同導入 (一) 稻又は麦 イ 機械 農業用トラクター(乗 用型)及び附属作業 機、田植機、高能率 防除機(背負式を除 く。)、收穫機、乾燥 機等の動力機械 ロ 施設 共同育苗施設(共同</p>
	<p>農業者等 四月</p>	<p>農業者等 四月又は八月 五月又は九月</p>	
	<p>五月</p>		
<p>催芽施設を含む。)及 び整備管理施設 (二) 野菜(露地)・花き(露地) イ 機械 農業用トラクター(乗 用型)及び附属作業 機、高能率防除機(背 負式を除く。)、移植 機等の動力機械 ロ 施設 共同育苗施設、移動 かん水施設(施肥を併 せ行うものを含む。)、 定置配管施設及び整備 管理施設 飼料作物 イ 機械 農業用トラクター(乗 用型)及び附属作業 機、高能率防除機(背 負式を除く。)、飼料 收穫機、飼料調整機、 飼料乾燥機等の動力機 械</p>			

<p>六</p>	<p>いも類又は豆類 整備管理施設</p>	<p>ロ</p>	<p>施設 機等の動力機械</p>	<p>負式を除く。）、整枝 機、高能率防除機（背 乗用型）及び附属作業 機、高能率防除機（背</p>	<p>イ</p>	<p>機械 農業用トラクター（</p>	<p>五</p>	<p>果樹</p>	<p>設及び整備管理施設</p>	<p>ロ</p>	<p>施設 かん水施設、運搬施</p>	<p>機等の動力機械、 負式を除く。）、收穫</p>	<p>四</p>	<p>桑</p>	<p>機械</p>	<p>農業用トラクター（ 乗用型）及び附属作業 機、高能率防除機（背</p>	<p>イ</p>	<p>施設 乾草収納舎、サイ</p>	<p>び整備管理施設</p>	<p>口、尿だめ、堆肥盤及</p>	<p>ロ</p>	<p>施設</p>
										<p>団体</p>		<p>農業者の 組織する</p>		<p>四月から十一月から十二 月まで 月まで</p>								

<p>四</p>	<p>休耕田に稲以外の作物</p>	<p>三</p>	<p>肥料、農薬等の資材費</p>	<p>理費</p>	<p>二</p>	<p>機械及び施設の整備修</p>	<p>一</p>	<p>機械・施設の光熱費及</p>	<p>三</p>	<p>集团的生産組織農作業受託</p>	<p>ロ</p>	<p>整備管理施設</p>	<p>茶</p>	<p>イ</p>	<p>機械</p>	<p>農業用トラクター（ 乗用型）及び附属作業 機、高能率防除機（背 負式を除く。）、摘採</p>	<p>機、整枝機等の動力機 械</p>	<p>ロ</p>	<p>施設</p>	<p>整備管理施設</p>	<p>茶</p>	<p>イ</p>	<p>機械</p>	<p>農業用トラクター（ 乗用型）及び附属作業 機、高能率防除機（背 負式を除く。）、移植機、 收穫機等の動力機械</p>	<p>ロ</p>	<p>施設</p>	<p>整備管理施設</p>	<p>イ</p>	<p>機械</p>	<p>農業用トラクター（ 乗用型）及び附属作業 機、高能率防除機（背負 式を除く。）、移植機、 收穫機等の動力機械</p>	<p>ロ</p>	<p>施設</p>
----------	-------------------	----------	-------------------	-----------	----------	-------------------	----------	-------------------	----------	---------------------	----------	---------------	----------	----------	-----------	---	-------------------------	----------	-----------	---------------	----------	----------	-----------	---	----------	-----------	---------------	----------	-----------	---	----------	-----------

<p>六 中核農家等 農作業受託資 金</p>	<p>(一) 農作業の実施に係る費用 イ 機械及び施設の光熱費及び燃料費 ロ 機械及び施設の整備修理費 ハ 肥料、農薬等の資材費 ニ 労賃 (二) 規模の拡大のための借地に要する費用 (三) 休耕田を借地して稲以外の作物を作付けするための深耕、整地等に要する費用 (四) 営農計画等作成費 (五) 農作業等管理費 (六) 農作業受託等促進費</p>		<p>を作付けするための深耕、整地等に要する費用 (四) 営農計画等作成費 (五) 農作業等管理費</p>
	<p>規模を拡大して農作業を行う農業者等</p>		
	<p>四月から十一月まで</p>		
	<p>五月から十二月まで</p>		
<p>九 施設園芸総合技術導入資金</p>	<p>八 育蚕総合技術導入資金</p>	<p>七 生乳品質改善資金</p>	<p>生乳冷却貯乳施設（バルククーラー、屋内配線、配電盤） パイプライン設備（ミルクパイプ、テートカップユニット、処理室パネル、真空発生装置） 送風式暖房機 飼育室（鉄骨保温ハウス） 蚕座自動式給桑施設 配桑台車移動式給桑施設 配桑受合懸垂式給桑施設 薬剤散布器 自走式桑刈機</p>
<p>被覆施設（面積がおおむね三〇〇平方メートル以上のものに限定。） 暖房施設 施肥かん水施設 換気施設 カーテン開閉施設 排水施設 防風施設 しや光施設</p>	<p>農業者等十一月</p>	<p>農業者等 四月から十一月まで</p>	<p>十二月</p>
<p>農業者等十一月</p>	<p>農業者等五月又は八月六月又は九月</p>	<p>農業者等 四月から十一月まで</p>	<p>五月まで</p>
<p>十二月</p>		<p>五月まで</p>	

<p>屋根散水施設 送風式暖房機 照明施設 防除施設</p>	<p>十 果樹等省力 運搬技術改善 資金 けん引車、ドロツコ、レー ル(支柱等附属品付き)、 補強支柱、切替装置等</p>	<p>十一 水田総合 利用作付条件 整備資金 暗きよ排水、明きよ排水、 透水きよ、心土破砕、盛土 工、しや水壁、土壌改良等 に必要な資材、機械及び施 工料</p>	<p>十二 農業者技 術開発資金 施設、機械、肥料、農薬、 資材等</p>	<p>十三 家畜排せ つ物処理技術 改善資金 無臭火力乾燥施設(無臭火 力乾燥機、据付費、搬送 機) 発酵乾燥施設(発酵乾燥 機、据付費、搬送機、混合 かくはん機) プラスチックハウスによる 簡易乾燥施設(鉄骨L型ア</p>
	<p>農業者等 六月</p>	<p>農業者等 四月から十一 月まで</p>	<p>農業者 四月から十一 月まで</p>	
	<p>七月</p>	<p>五月から十二 月まで</p>	<p>五月から十二 月まで</p>	
<p>シングル、木材、プラスチック ク・フィルム等、コンクリ ート工事、自動かくはん 機、換気扇、工事費)</p> <p>自然式焼却施設(自然式焼 却機、アフターバーナー、 据付費、搬送費)</p> <p>簡易発酵施設(鉄製アング ル、モヤタルキ、ビニール 屋根、パネル、かくはん搬 送スクリユー、換気扇)</p> <p>土壌脱臭施設(コンクリー トブロック、Y字こう、玉 石、砂利、砂、サラン網、 ヒューム管、水洗式脱臭装 置、工事費)</p>	<p>農業者等 四月から十一 月まで</p>	<p>農業者等 四月から十一 月まで</p>	<p>農業者等 四月から十一 月まで</p>	<p>十四 家畜排せ つ物土壌還元 技術導入資金 パキユームカー、スラリー インジエクター、マニユア ローダー、マニユアスプレ ッダー、ダンプトレーラ ー、ファームワゴン、リッ ジャー、トレンチャー、土 壌改良資材等</p>
	<p>五月から十二 月まで</p>			
<p>十五 園芸作物 アーチパイプ、直管、十字</p>				

<p>ネット栽培技術導入資金</p> <p>金具及びネット(ながいもの栽培の場合は、サイドパイプ、中柱、張コード及びネット)</p>	<p>十六 野菜トンネル栽培技術導入資金</p> <p>大型トンネル(アーチパイプ、被覆ビニール、透明マルチ、ハウスバンド、半綱線、木杭、トンネル支柱、有孔ポリ、硫酸紙、カラー鉄線)</p> <p>中型トンネル(トンネル支柱、被覆ビニール、透明マルチ、ハウスバンド、透明ポリ、透明ビニール、硫酸紙、カラー鉄線)</p>	<p>十七 スプリングラーの多目的利用技術導入資金</p> <p>(一) 機械 エンジン、ポンプ、スプリングラー、かくはん機等</p> <p>(二) 施設 取水施設、ポンプ小屋、貯水そう、混合そう、パイプ、バルブ、立</p>
<p>農業者等</p> <p>四月から五月</p> <p>五月から六月</p>	<p>農業者等</p> <p>十一月</p> <p>十二月</p>	<p>農業者等</p> <p>四月又は十月</p> <p>五月又は十一月</p>

上り管等

第二農家生活改善資金の表の第一号の項中

「ごみ焼却設備を設置するた
自家用給排水施設(動力ボ
を設置するために必要な資

めに必要な資材
「を」
六月 七月
六月 七月
「を」
設置するために必要な資

ポンプを除く。)を
「を」
六月 七月
「を」
に改め、同号の項の貸付け

の相手方の欄中「認められる者」を「認められるもの」に改め、同表の第三号の項を同表の第四号の項とし、同表の第二号の項の貸付けの相手方の欄を次のように改める。

農業に従事している者であり、かつ、その者の属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められるもの

第二農家生活改善資金の表の第二号の項を同表の第三号の項とし、同表の第一号の項の次に次のように加える。

二 高齢者活動 資金	設備費、施設費、資材費、 教材費等	右の欄に掲げる者 (おおむね六〇才 以上の者に限る。) が組織する団体	六月	七月
第三農業後継者育成資金の表中				
”				
業とし将来 的に承継す 農村青年で ね十八歳以 下	を	種苗、家畜、資材、機械 等の購入費、施設の設置 費等	農業を主たる職業とし将来 農業経営を實質的に承継す ると認められる農村青年で あつて、おおむね十八歳以 上三十歳以下のもの	に
改める。				